

令和7年度

第13回東かがわ市農業委員会議事録

令和8年3月19日

東かがわ市農業委員会

東かがわ市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月19日(木) 午後1時30分から午後2時16分

2. 開催場所 東かがわ市役所3階 大会議室

3. 出席委員(14名)

会長	1番 田村 照栄	11番 青木 大明
職務代理	2番 砂川 哲也	12番 安部 哲弘
	4番 山本 一郎	13番 三井 和彦
	6番 笹井 慎也	14番 松井 委昭
	8番 榎本 貴之	15番 田中 卓臣
	9番 藤本 輝華	16番 池田 正志
	10番 黒川 義明	17番 松岡 由美

4. 欠席委員(3名)

3番 三谷 博計	7番 松枝 孝幸
5番 田中 稔	

5. 議事日程

第1 署名委員の指名について

第2 報告第1号 使用貸借終了に係る農地返還通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について
議案第7号 青年等就農計画認定に係る意見聴取について

第3 その他

4月の農業委員会について

6. 農業委員会事務局

塩田佐知子 田所 郭希 黒田 寛子 安部 俊貴

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいま事務局長が市議会の定例会に出席しておりますので、代わりに執行させていただきます。</p> <p>時間がまいりましたので、ただいまより令和7年度第13回東かがわ市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日の資料は、先日タブレットにお送りした議案書及び議案書資料と、机の上には農政情報3月号と活動記録セット、黄色い本ですけども、そちらのほうになります。以前にもお話いたしました、今年度ご提出いただいた記録簿の記録により、最適化活動については人数分を加算し、報酬と一緒に4月の15日になると思っておりますが、振込み予定としておりますのでよろしくお願いいたします。また引き続き、4月から月8日の活動を目標に活動記録簿の記入のほうをよろしくお願いいたします。まだ3月までの記録が提出されていない方がいらっしゃるかと思いますけれども、そちらのほうも提出いただけたらと思います。配付物については以上です。</p> <p>本日、三谷博計委員と田中稔委員、松枝孝幸委員からの欠席のご連絡を頂いております。</p> <p>それでは始めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>～会長あいさつ～</p> <p>それでは、日程第1、署名委員の指名についてでございますが、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>本日の署名委員は、12番の安部哲弘委員、13番の三井和彦委員、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第1号 使用貸借終了に係る農地返還通知について、6件ございます。事務局より説明いたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。報告第1号 使用貸借終了農地返還通知についてご説明いたします。議案書は1ページから3ページになります。今月は6件の報告がございます。</p> <p>初めに、申請番号1番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は1,568平方メートルになります。令和5年6月から5年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約となります。次案件は既に決まっております、申請は翌月以降となります。</p> <p>続きまして、申請番号2番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は1,096平方メートルになります。令和6年2月から5年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、こちらも労力不足のため合意解約となっております。こちらも次案件は既に決まっております、申請は翌月以降となります。</p> <p>続きまして、申請番号3番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、</p>

	<p>■■■■様。申請地は■■■■を含みます田3筆、合計面積は3,218平方メートルになります。令和6年12月から5年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約となります。こちらについては、議案第4号申請番号32番で次の貸借の設定をさせていただくようになっております。</p> <p>続きまして、申請番号4番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は1,698平方メートルになります。令和6年11月から5年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、売買のため合意解約となります。こちらについては、議案第1号申請番号2番でご説明させていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号5番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■の畑1筆、合計面積は2,354平方メートルになります。令和6年2月から10年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、非農地証明の申請を行うため合意解約となります。こちらの農地ですが、借り手である子の■■■■様が就農する際に、父親の■■■■様が自身の所有する農地全てに利用権設定を行っていたところ、その中に耕作不可能な農地があることが判明したものです。こちらについては、議案第5号申請番号1番でもご説明させていただきます。</p> <p>最後に、申請番号6番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は1,008平方メートルになります。令和3年12月から6年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、売買のため合意解約となります。こちらについては、議案第1号申請番号1番でもご説明させていただきます。</p> <p>以上、6件、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>報告第1号につきまして、ただいま事務局の説明が終わりました。報告案件でございますが、この件に関しましてご質問等はございませんか。ございませんか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。ないということです。認めてまいりたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月の分を事務局のほうから説明をいたしたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>失礼します。それでは、議案第1号 農地法第3条、許可申請について説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の田、面積1,008平方メートル。農地取得後の作目は水稻。</p>

	<p>農機具については、トラクター、コンバイン、田植機、トラックを各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は12,827平方メートル、農作業歴は4年、通作距離は300メートル、農作業常時従事日数は150日となっています。</p> <p>続きまして、申請番号2番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■ほか1筆の田畑、合計面積1,831平方メートル。農地取得後の作目は水稲、果樹。通作距離は100メートル、農作業常時従事日数は150日となっています。</p> <p>続きまして、申請番号3番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の田畑、合計面積1,939平方メートル。農地取得後の作目は野菜、果樹。通作距離は1キロメートルで、農作業常時従事日数は150日となっています。</p> <p>続きまして、申請番号4番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の田畑、合計面積2,623平方メートル。農地取得後の作目は、水稲、飼料作物。農機具については、コンバイン、耕運機、田植機、管理機を各1台、トラクター、トラックを各3台、農舎を2,296平方メートル所有しています。申請農地取得後の経営面積は243,287平方メートル、農作業歴は35年、通作距離は1キロメートル、農作業常時従事日数は300日となっています。</p> <p>続きまして、申請番号5番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■ほか1筆の畑、合計面積1,104平方メートル。農地取得後の作目は、野菜、果樹。農機具については、耕運機、トラックを各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は1,104平方メートル、農作業歴は12年、通作距離は500メートル、農作業常時従事日数は220日となっています。</p> <p>以上の5件の申請につきまして、譲受人は農地法第3条第2項各号に定める諸要件を満たしていると考えられ、権利移動は適当であると思われます。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>議案第1号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたします。</p> <p>まず、申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>委員と推進委員のほうから、こちらのほうは何の問題もないということでご連絡を頂いております。よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号1番につきましては、問題はないというご回答を頂きました。</p>

	ご審議いただきたいと思いますが、ご意見、ご質問等ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願ひいたします。
事務局	1から3まで何も問題がないということでご連絡いただいておりますので、よろしくご審議ください。お願ひいたします。
会長	2、3と関連がございます。今、地元委員のほうからのご連絡を頂いて、2も3も問題はないというご回答を頂きました。 申請番号2番、3番を一括してご審議いただきたいと思いますが、ご異議、ご質問等ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号4番を議題といたします。関連がございますので、説明よろしくお願ひします。4番、補足説明をよろしくお願ひいたします。
事務局	中野委員、推進委員のほうからご連絡がありまして、何の問題もないということでございますので、よろしくお願ひいたします。
会長	申請番号4番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号5番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願ひいたします。
田中委員	報告いたします。これ、貸出しのほう、渡し人のほうはもう高齢のほうで、田んぼもできないということで、田んぼ行くまで結構坂があるんで、歩いていくんも大変だということで、受け手のほうの■■■■さん、これ■■■■の住所になってますが、地元のほうへ家を買って今住まわれていると、歩いてほんまに5分ぐらいで行けるようなところに住んでます。それで、直接お会いできなかつたんですが、電話で確認取って問題ないと思われます。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号5番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。ご審議いただきたいと思いますが、ご異議等ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第1号につきましては、全て異議なしということで、許可相当として処理をいたしたいと思ひます。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について1件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	議案第2号 農地法第5条の規定による変更許可申請についての説明を

	<p>いたします。議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、議案書資料は1ページから4ページでございます。</p> <p>この案件は、令和4年3月1日付で農地法第5条第1項の規定による許可を受けた転用事業計画を変更する許可を受けたもので、転用の事業計画を変更するものでございます。</p> <p>申請者は■■■■の■■■■、■■■■様。申請地は■■■■ほか11筆の畑、合計面積5,291平方メートルでございます。</p> <p>■■■■の北西約700メートルに位置する第2種農地で、権利移動は賃借権の設定でございますが、こちら4年前の当初計画では、荒廃農地でありましたこちらのほうを太陽光発電設備を設置し、その下部、下の部分で芝生、センチピートグラスという芝生のほうを栽培する計画で開始いたしました。生育状況等を踏まえ検討した結果、安定的かつ持続的な営農を確保する観点から、当該農地面積の3分の2部分をサツマイモに見直し、安定した収量及び営農実績の確保を見込むということで、変更の申請が上がっております。営農の安定化を早期に図ることから、この変更は合理性及び必要性があると考えております。なお、農地としての利用形態及び営農継続の方針に変更はなく、引き続き適正な農地管理を実施していくということでございます。排水については雨水は自然浸透、汚水の発生はありません。また、敷地は現状のまま使用いたしますので、新たな土砂の流出や堆積等のおそれはありません。隣接所有者には了解を得ており、関係者とも調整済みでございます。</p> <p>以上の申請については、立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画も妥当であるほか、隣接農地関係者とも調整が完了していることなどから、計画は適当であると思われま。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をよろしくお願いたします。</p>
<p>松井委員</p>	<p>先ほど塩田さんのほうから説明があったとおり、センチピートからサツマイモに作付けを変更ということで、本人、ちょっと電話だったんですけど確認させていただきました。どうしてもセンチピートがちょっと育ちが悪いということでサツマイモに計画を変更ということで、以前に、数年前、計画のほうで通ってるので、さほど何も問題なく、中も一応フェンスの外から見させてもらったんですけど、ちゃんと管理もできていました。ちょっとお兄さんからも、ちょっと苦情までではないんですけど、これからも作付けをまた変えにやいかんのかもわからんですけど、そのときがあったら、またその度その度こういうことをせないかんのかというちょっと不満はあったんですけど、それ以外は全然特に問題なかったので大丈夫だと思います。ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。地元委員からの補足説明が終わりました。</p>

	ご審議いただきたいと思いますが、ご異議、ご質問等はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきまして、許可相当として進達してまいりたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、今月1件ございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、議案書資料は令和7年度第11回1月20日開催の農業委員会の議案書資料、地域計画変更1と同内容のため省略をさせていただいております。</p> <p>譲渡人は■の■■■■様、譲受人は■■■■にある医薬品・化粧品関連のほか不動産売買・賃貸並びに管理を行っている■■■■様でございます。所有権移転でございます。</p> <p>申請地は■■■■、田、14平方メートル。■■■■の工場用地のすぐ南に隣接しております第2種農地でございます。申請地は譲受人の所有の倉庫と倉庫の間にある三角地で、自己所有地と合わせて倉庫敷地として利用していましたが、転用申請を失念していたことが判明し、この度は是正するものでございます。雨水排水については自然浸透、汚水、土砂の流出、堆積はありません。隣接農地関係者等とも調整ができており、事業計画、被害防除計画等も妥当であり、問題はないと思われます。</p> <p>以上の申請については、農地転用許可に係る立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画、事業計画も妥当であること、また本件は無断転用ではございますが、始末書等の提出がなされております。以上のことから、計画は適当であると思われますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第3号の事務局の説明が終わりました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご審議いただく前に、地元委員の補足説明をよろしくお願いいいたします。</p>
砂川委員	<p>先般、見に行ったところ、踏切のすぐ際で、この14平方メートル、もうほんの少しの面積だったんですが、そこへ行くまでの道はちょっと狭いな思いつながら、行ったら工場のもうすぐ際になるんで、今まで何でできていなかったのかなと思いつながら、今回その案件出たんで、処理させていただいたらと思いつました。全然問題ないと思いつます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。問題はないという補足説明を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)

会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせて、許可相当として進達してまいりたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、今月38件73筆でございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、ご説明いたします。議案書は7ページから22ページになります。</p> <p>議案書22ページの集計欄をご覧ください。</p> <p>貸借の申請についてご報告させていただきます。賃借権の転貸5件、使用貸借権の転貸33件、合計38件73筆、合計面積86,005.77平方メートルになります。</p> <p>なお、申請番号38番の貸借ですが、去年11月にご報告させていただいた所有者不明農地制度を利用して賃借権を設定する案件となります。農業委員会での公示後も、同農地に対して権利を主張する者は現れなかったため、香川県知事の裁定を経て、この度、農地機構から耕作者へ利用権設定が行われるものです。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第4号につきまして、事務局のほうから、移転貸借含めまして総合計38件の73筆、86,005.77平方メートルにつきましてご説明がございましたが、この件につきましてご異議等はございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしということで、適当である旨を答申したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第5号 非農地証明願について、今月3件でございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼します。それでは、議案第5号 非農地証明願について説明いたします。議案書の23ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、議案書資料は5ページから7ページです。</p> <p>申請人は■■■■の■■■■様、申請地は■■■■の畑、2,354平方メートル。■■■■から約200メートル東に位置する農地で、第2種農地です。約40年前から管理できておらず、農地として復旧することが困難となったものであります。</p> <p>続きまして、申請番号2番、議案書資料は8ページから10ページです。</p> <p>申請人は、■■■■の■■■■様、申請地は■■■■の畑、877平方メートル。■■■■から約200メートル東に位置する農地で、第2種農地です。約40年前から管理できておらず、農地として復旧することが困難となったものであります。</p> <p>続きまして、申請番号3番、議案書資料は11ページから13ページです。</p> <p>申請人は■■■■の■■■■様、申請地は■■■■の畑、201平方メ</p>

	<p>一トル。■■■■から北東約400メートルに位置する農地で、第2種農地です。約30年前の取得時から耕作意思がなく宅地として利用されていたものであります。</p> <p>以上の3件の申請については、農地としての復旧が見込めないため、非農地証明は適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第5号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明を頂きたいと思いますが、今回の申請番号1番と2番は関連がございますので、一括して審議いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、申請番号1、2の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1番の所有者の■■■さんと2番の■■■さん、農業委員ですけれども、親戚同士ということで、隣の農地、登記上では畑になっておりますけど、もう何十年も前から山林化してて、もう足を踏み入れることもできないぐらいの木が生えて、もう畑には戻すのは無理だということでお聞きしております。農業委員も推進委員のほうも、よろしく願いますということでご連絡を頂いておりますので、ご審議ください。</p>
会長	<p>申請番号1番、2番につきましては、ただいま補足説明を事務局のほうから承ってしていただきましたが、この案件につきましてご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号3番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願います。</p>
藤本委員	<p>失礼します。こちら、■■■さんの案件なんですけれども、以前より宅地の一部として利用されておまして、もう写真どおり、畑としては全然利用しておりませんでした。この度、ちょっとなぜこれが明らかになったかという、以前から調査のときに、非農地証明のほうを出されたらどうですかという進言があったのもあり、息子さんが住居を建てるとということで、改めて申請のほうをさせていただきたいということでこの案件が上がってきました。もう特に問題ないかと思っておりますので、ご審議のほうよろしく願います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号3番につきましては、ただいま委員のほうから補足説明がございました。問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。議案第5号につきましては、全て異議なしということで、非農地として証明をいたしたいと思っております。</p>

	<p>続きまして、議案第6号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、今月新規1件、変更1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第6号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取についてご説明いたします。議案書24ページをご覧ください。今月は新規1件、変更1件になります。</p> <p>まず新規1件目は、東かがわ市■■■■■在住、■■■■■様で、目標営農類型はイチゴ、施設野菜です。■■■■■様は、令和2年度に青年等就農計画認定を受けておりました。令和8年度から作付面積を拡大し、認定農業者として認定を受けようとするものです。また、現在は、購入苗を使用しておりますが、今後は自身で育苗し、病気等のリスク軽減を図ります。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は567万円、年間労働時間は2,400時間を目標とします。</p> <p>続いて、変更は、家族経営協定を締結している東かがわ市■■■■■在住の■■■■■様で、目標営農類型は水稻、サトウキビ、ブロッコリー、ニンニク、アスパラガス、キウイフルーツ、ランタンキュラスによる複合経営です。■■■■■様は令和4年度に既に認定を受けており、この度、水稻耕作面積の拡大に伴う所有地面積の増加による経営変更を行ったものです。変更点を踏まえて、5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は740万円、年間労働時間は2,000時間を目標とします。</p> <p>なお、本計画の作成に当たっては、香川県の基本方針、市の基本構想に基づき、香川県東讃農業改良普及センター専門員の指導、助言等を仰ぎ、申請者ご本人様と協議を行った上で計画の策定を行っております。</p> <p>以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。議案第6号につきましては、ただいま事務局のほうから説明がございました。新規の方に限り、補足説明を頂きたいなと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。</p>
田中委員	<p>失礼します。先週、推進委員の林さんとともに、■■■■■さんを■■■■■の、今、よりそいプラザになっとんですけど、そこで3人でお話をして、いろいろ意欲とか熱意を聞いてまいりました。この■■■■■さん、昨年夏にも言ったと思いますけど、■■■■■の■■■■■さんの大きな2,000平方メートルの立派なガラス温室を無償で頂いた方です。これをこれからイチゴにすると、まだ設備が入ってなかったんで、これからやると。今現状の2倍ぐらいになるということです。この方は農家出身じゃなくて営業畑出身でイチゴを作っておると。出荷先は農協じゃなくて、自分で販路を全て開拓してます。現在、聞きましたら、高松、徳島方面、それから個人的な付き合いのところ、営業畑ですから、自分で営業して販売しておると。「現状どんなんですか、売れ残りませんか」言うたら、「まだちょっと足らんぐらいです」ということでありまして、これから規模拡大をして、先には直販所も考えておると、非常に意欲的であり</p>

	<p>ます。イチゴのない夏場なんかも、奥さんの実家が■■■■にありまして、スイートコーンを作る計画を、試作してやっていこうという、本当に前向きに考えとる営業畑出身の新しいタイプの農家です。特に問題はございません。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。申請番号1番につきましては、ただいま地元委員のほうから、大変意欲的に農業に邁進されているという補足説明を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。続きまして、変更でございますが、これにつきましては、先ほど事務局のほうから説明がございましたように、県、市、それぞれの行政の方々のご指導、またご本人の方とのお話をしながら、変更届が出されているということで間違いはないかなと思いますが、この変更につきましてもご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。それでは、議案第6号につきましては、適当と認められて、異議のない旨を答申してまいりたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第7号 青年等就農計画認定に係る意見聴取について、今月新規2件でございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第7号 青年等就農計画認定に係る意見聴取についてご説明いたします。議案書25ページをご覧ください。新たに就農予定で45歳までの新規就農予定者2名についての意見聴取でございます。</p> <p>1人目は、東かがわ市■■■■在住の■■■■様、26歳です。目標営農類型は水稲、アスパラガス、ブロッコリーを栽培する複合経営です。■■■■様は、2025年3月に退職後、現在まで実家である■■■■の栽培を手伝ってこられて、この度、親の農業経営の一部を承継し、ご自身で経営を開始されることになりました。地元■■■■を拠点に、水稲は5年後までに7ヘクタールまでを経営規模拡大し、水主米の県内外への販路拡大を目指します。営農開始予定は令和8年4月1日で、就農5年後の所得目標は310万円、年間労働時間は2,000時間を目標としております。</p> <p>2人目は、東かがわ市■■■■在住の■■■■様、19歳です。目標営農類型は、複数作物がある中でブロッコリーを中心に栽培するため、露地野菜です。■■■■様は、親の経営品目ブロッコリーの一部を承継するとともに、叔父が担っている■■■■と協力し、水稲栽培を行っていく予定です。また、ドローン等の資格を取得し、防除や肥料の作業を受託を行いながら経営の安定を図ります。経営開始予定は令和8年4月1日で、就農5年後の目標は250万円、年間労働時間は2,000時間を目標としております。</p>

	<p>なお、本計画の作成に当たっては、ご本人様と協議を行い、香川県東讃農業改良普及センターの経営栽培の各担当者様に収支計画を含めた事業計画の複合性、作付計画に無理がないかといった点について指導、助言を頂いており、年間農業所得につきましても、市で定める基本構想の基準に適合しているものでございます。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第7号の説明が終わりました。2件とも新規でございますので、地元委員の補足説明を頂いた上でご審議いただきたいと思っております。</p> <p>まず、申請番号1番でございますが、私の担当でございますので、補足説明をさせていただきます。</p> <p>地元の推進委員と一緒にお家のほうへ訪問させていただきました。お父様の下でこれまで就農されて、この経験を生かしてお父様の農地を少し息子さんのほうにも譲って、あとはまたそれぞれいろんなところから借地をしながら農業を進めていきたいということで、前向きにご本人は思っていたらいいなと思いましたが、親のところで研修をされてましたので、なかなか親子で意見の食い違いもあるようでございますが、そのところは話し合いをしながら、今後、農地を拡大しながら進めていきたいということでございました。会社勤めを辞められて就農されましたので、本腰を入れて農業に邁進していきたいという本人の希望もございましたので、問題はないかなと思っております。</p> <p>ご審議よろしくお願いいたしたいと思っております。</p> <p>申請番号1番につきまして、ご審議いただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。</p>
池田委員	<p>■さん本人に、聞き取り調査した結果、前向きに農業に取り組む姿勢がありましたので、申請書と何ら変わりありませんでしたので、以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号2番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。先ほど事務局からご説明がありましたが、議案第6号と同様に、県、市、それぞれの専門分野の方々の指導、また本人との話し合いを進めながらの申請でございますので、お認めいただけたらと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。議案第7号につきましては、適当と認めて異議のない旨を答申してまいりたいと思っております。</p> <p>日程第2につきましては、以上をもちまして、全て皆様方のご協力を得ましてご審議を頂くことができました。</p> <p>続きまして、日程第3、その他4月の農業委員会について、事務局、よろ</p>

	しくお願いいたします。
事務局	失礼いたします。来月4月の農業委員会の日程についてお知らせします。4月の農業委員会については、4月の20日月曜日になります。13時30分から3階の大会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。
会長	4月の農業委員会につきましては、4月の20日月曜日、13時30分から本会議場において開催するということでございます。大変この時期、お忙しい時期かなと思いますが、日程のほう、どうぞお繰り合わせいただきまして、皆さん、ご出席を頂いたらと思います。よろしくお願いいたします。 ほかに事務局、ございませんか。
	(「なし」の声あり)
会長	ないようでしたら、本委員会を閉会にしてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	では、職代のほうから閉会の言葉をお願いします。
会長職務 代理人	～会長職務代理人あいさつ～